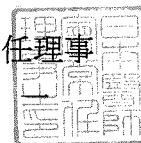


(保 185)

平成 2 8 年 1 1 月 4 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純



はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに
関する疑義解釈資料の送付について

本年 1 0 月 1 日実施の柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の改定につきましては、平成 2 8 年 9 月 3 0 日付け（保 156）「柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の改定について」にてご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の通知が別添の通り発出されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

[添付資料]

・はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について

(平 28.10.19 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)



事 務 連 絡

平成28年10月19日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課	}	御 中
都道府県民生主管部（局）		
国 民 健 康 保 険 主 管 課 （ 部 ）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 （ 部 ）		

厚生労働省保険局医療課

はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに
関する疑義解釈資料の送付について

はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いについては、「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」（平成28年9月30日保医発0930第4号）等により、平成28年10月1日より実施しているところであるが、今般、その取扱い等に係る疑義解釈資料を別添1（鍼灸に係る療養費関係）及び別添2（マッサージに係る療養費関係）のとおり取りまとめたので、関係者に周知を図るとともに窓口での相談対応等にご活用いただき、個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

なお、この事務連絡は、平成28年10月1日から適用することとし、従前の「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」（平成24年2月13日付事務連絡）の別添1（鍼灸に係る療養費関係）の間24、問30及び問31並びに別添2（マッサージに係る療養費関係）の間24、問30及び問31は、削除とします。

鍼灸に係る療養費関係

【往療料関連】

(問 1) 平成28年10月1日からの留意事項の改正で、往療料の支給要件の一つである、治療上真に必要があると認められる場合中に、「定期的・計画的に行う場合を含む。」ことが明記されたが、取扱いに変更があったのか。

(答) 従前から、往療料は、①通所して治療を受けることが困難であること、②患家の求めがあること、③治療上真に必要があること、の3つの要件を満たしている場合に支給できるものとされており、通所して治療を受けることが困難な患者に対して、患家の求めがあって、治療上真に必要があると認められる場合に定期的・計画的に行う往療については、これまでも往療料の支給対象としていたところである。今回の改正は、留意事項にこれを明記することで、この取扱いを改めて明確にしたものである。また、治療上真に必要があると認められない場合の往療や、単に患家の求めに応じた場合の往療、患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合の往療については、往療料の支給対象外であることを明確にし、併せて周知することとしたものであり、これにより従前の取扱いに変更があったわけではない。(留意事項通知別添1第6章の2)

(問 2) 「治療上真に必要があると認められない場合」とは、どのような場合を指すのか。

(答) 「治療上真に必要があると認められない場合」とは、例えば、定期的・計画的に往療を行う必要がない患者であるにもかかわらず、往療を定期的・計画的に行う場合等をいう。定期的・計画的に往療を行う必要があるかどうかの判断は、患者の症例が、他職種とも連携しながら、定期的・計画的に往療を行うことが望ましい症例であるか否か等を勘案し、個別に判断されたい。(留意事項通知別添1第6章の2)

(問 3) 同一の建物に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料の考え方は如何か。

(答) 同一の建物内に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、原則として別々に算定するのではなく、1人分の往療料のみが算定できることとしている。(最初から按分して算定することはできないものである。)(留意事項通知別添1第6章の6)

(問 4) 同一の建物に午前と午後等、2回以上に分けて赴き患者を施術した場合、それぞれの訪問に対して1人分の往療料を算定できるのか。

(答) 患家の求めに応じて往療を行った後、その建物に居住する患者から、急な往療の求めがあり、治療上真に必要があって、再度同一の建物に赴いて施術した場合や、患者

側のやむを得ない理由等により、同一の建物に複数回赴いて施術した場合など、同一建物への複数回の訪問がやむを得ないものと認められる場合は、それぞれの訪問に対して1人分の往療料を算定して差し支えない。単に施術者側の都合で2回以上に分けて訪問した場合などについては、訪問回数にかかわらず、同一建物について1人分の往療料しか算定できない。（留意事項通知別添1第6章の6）

（問 5） 同一の建物において、複数の施術者が同時に訪問した場合の往療料については、それぞれ施術者ごとに算定できるのか。

（答） 患者側のやむを得ない理由等により、同一の建物において、複数の患者をそれぞれ複数の施術者が施術を行った場合の往療料は、それぞれの施術者ごとに算定可能である。（留意事項通知別添1第6章の6）

（問 6） 同一敷地内又は隣接地に棟が異なる建物が集まったマンション群や公団住宅等の場合の同一建物の考え方は如何か。

（答） それぞれの棟ごとに、別の建物として取り扱う。（留意事項通知別添1第6章の6）

（問 7） 外観上明らかに別の建物であるが、渡り廊下で繋がっている場合、同一の建物として取り扱うのか。

（答） 外観上明らかに別の建物であり、それぞれの建物が渡り廊下のみで繋がっているような場合は、それぞれ別の建物として取り扱う。（留意事項通知別添1第6章の6）

マッサージに係る療養費関係

【往療料関連】

(問 1) 平成28年10月1日からの留意事項の改正で、往療料の支給要件の一つである、治療上真に必要があると認められる場合中に、「定期的・計画的に行う場合を含む。」ことが明記されたが、取扱いに変更があったのか。

(答) 従前から、往療料は、①通所して治療を受けることが困難であること、②患家の求めがあること、③治療上真に必要があること、の3つの要件を満たしている場合に支給できるものとされており、通所して治療を受けることが困難な患者に対して、患家の求めがあって、治療上真に必要があると認められる場合に定期的・計画的に行う往療については、これまでも往療料の支給対象としていたところである。今回の改正は、留意事項にこれを明記することで、この取扱いを改めて明確にしたものである。また、治療上真に必要があると認められない場合の往療や、単に患家の求めに応じた場合の往療、患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合の往療については、往療料の支給対象外であることを明確にし、併せて周知することとしたものであり、これにより従前の取扱いに変更があったわけではない。(留意事項通知別添2第5章の2)

(問 2) 「治療上真に必要があると認められない場合」とは、どのような場合を指すのか。

(答) 「治療上真に必要があると認められない場合」とは、例えば、定期的・計画的に往療を行う必要がない患者であるにもかかわらず、往療を定期的・計画的に行う場合等をいう。定期的・計画的に往療を行う必要があるかどうかの判断は、患者の症例が、他職種とも連携しながら、定期的・計画的に往療を行うことが望ましい症例であるか否か等を勘案し、個別に判断されたい。なお、往療自体の必要性に関しては、医師の往療に関する同意によって判断されるところである。(留意事項通知別添2第5章の2)

(問 3) 同一の建物に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料の考え方は如何か。

(答) 同一の建物内に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、原則として別々に算定するのではなく、1人分の往療料のみが算定できることとしている。(最初から按分して算定することはできないものである。)(留意事項通知別添2第5章の7)

(問 4) 同一の建物に午前と午後等、2回以上に分けて赴き患者を施術した場合、それぞれの訪問に対して1人分の往療料を算定できるのか。

(答) 患家の求めに応じて往療を行った後、その建物に居住する患者から、急な往療の求

めがあり、治療上真に必要があって、再度同一の建物に赴いて施術した場合や、患者側のやむを得ない理由等により、同一の建物に複数回赴いて施術した場合など、同一建物への複数回の訪問がやむを得ないものと認められる場合は、それぞれの訪問に対して1人分の往療料を算定して差し支えない。単に施術者側の都合で2回以上に分けて訪問した場合などについては、訪問回数にかかわらず、同一建物について1人分の往療料しか算定できない。（留意事項通知別添2第5章の7）

（問 5） 同一の建物において、複数の施術者が同時に訪問した場合の往療料については、それぞれ施術者ごとに算定できるのか。

（答） 患者側のやむを得ない理由等により、同一の建物において、複数の患者をそれぞれ複数の施術者が施術を行った場合の往療料は、それぞれの施術者ごとに算定可能である。（留意事項通知別添2第5章の7）

（問 6） 同一敷地内又は隣接地に棟が異なる建物が集まったマンション群や公団住宅等の場合の同一建物の考え方は如何か。

（答） それぞれの棟ごとに、別の建物として取り扱う。（留意事項通知別添2第5章の7）

（問 7） 外観上明らかに別の建物であるが、渡り廊下で繋がっている場合、同一の建物として取り扱うのか。

（答） 外観上明らかに別の建物であり、それぞれの建物が渡り廊下のみで繋がっているような場合は、それぞれ別の建物として取り扱う。（留意事項通知別添2第5章の7）

「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」（平成24年2月13日付事務連絡）

別添1 鍼灸に係る療養費関係（改正前）

【往療料関連】

（問24） 「定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には、支給できないこと」の「定期的若しくは計画的」とは、どのようなものを指すのか。

（答） 「定期的若しくは計画的」とは、往療の認められる対象患者からの要請がない状況において、患家に赴いて施術を行った場合をいう。

定期的若しくは計画的に該当するか否かは、「患家の求め」の状況により判断されたい。（留意事項通知別添1第6章の2）

（問30） 同一家屋内で複数の患者を施術した場合の往療料の考え方は如何か。

（答） 同一家屋内で複数の患者を施術した場合の往療料は、別々に算定するのではなく、1人分の往療料のみが算定できることとしている。（最初から按分して算定することはできないものである。）（留意事項通知別添1第6章の6）

（問31） 同一家屋に複数の施術者が同時に訪問した場合の往療料については、それぞれ施術者ごとに算定できるのか。

（答） 患者側のやむを得ない理由等により、同一家屋で複数の患者をそれぞれ複数の施術者が施術を行った場合の往療料は、それぞれの施術者ごとに算定可能である。

「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」（平成24年2月13日付事務連絡）

別添2 マッサージに係る療養費関係（改正前）

【往療料関連】

（問24） 「定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には、支給できないこと」の「定期的若しくは計画的」とは、どのようなものを指すのか。

（答） 「定期的若しくは計画的」とは、往療の認められる対象患者からの要請がない状況において、患家に赴いて施術を行った場合をいう。

定期的若しくは計画的に該当するか否かは、「患家の求め」の状況により判断されたい。（留意事項通知別添1第6章の2）

（問30） 同一家屋内で複数の患者を施術した場合の往療料の考え方は如何か。

（答） 同一家屋内で複数の患者を施術した場合の往療料は、別々に算定するのではなく、1人分の往療料のみが算定できることとしている。（最初から按分して算定することはできないものである。）（留意事項通知別添1第6章の6）

（問31） 同一家屋に複数の施術者が同時に訪問した場合の往療料については、それぞれ施術者ごとに算定できるのか。

（答） 患者側のやむを得ない理由等により、同一家屋で複数の患者をそれぞれ複数の施術者が施術を行った場合の往療料は、それぞれの施術者ごとに算定可能である。